

徳島県告示第三百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年五月二十九日

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一	森信

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮)ドラッグストアモリ小松島江田店

所在地 小松島市江田町字腰前七五番一ほか

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前 一、四五五平方メートル

廃止後 ○平方メートル

4 廃止年月日

令和二年五月十二日

二 届出年月日

令和二年五月十一日